

奈良県古式銃砲及び刀剣類の登録審査委員規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十三号

奈良県古式銃砲及び刀剣類の登録審査委員規則

(趣旨)

第一条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第十四条第三項に規定する登録審査委員(以下「委員」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第二条 銃砲刀剣類登録規則(昭和三十三年文化財保護委員会規則第一号)第二条に基づき知事が任命する委員は、四人以内とする。

2 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

(庶務)

第三条 委員に関する庶務は、地域振興部文化財保存課において処理する。

(その他)

第四条 この規則に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。